

(様式2)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	静岡県 清水町

清水町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 清水町産業観光課
所在地 〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1
電話番号 055-981-8239
FAX番号 055-976-0249
メールアドレス chiiki@town.shimizu.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	静岡県駿東郡清水町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	いも類	1	3
ニホンジカ	米類	3	6
ハクビシン	雑穀	1	3
計		5	12

(2) 被害の傾向

①イノシシ 町南部にある徳倉山付近での目撃情報が多く、農作物被害の報告がある。
②ニホンジカ 町内全域で目撃情報があり、特に狩野川沿いでの目撃情報が多く、農作物被害の報告も多い。
③ハクビシン 町内全域で目撃情報がある。農作物被害より家屋侵入等の生活被害の報告が多い。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（平成33年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	1a	3	0.7a	2
ニホンジカ	3a	6	2a	4
ハクビシン	1a	3	0.7a	2
計	5a	12	3.4a	8

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>駿東猟友会清水町支部に有害鳥獣捕獲業務を委託している。</p> <p>イノシシ・ニホンジカが頻繁に目撃される徳倉山・横山一帯で沼津市と合同で有害鳥獣捕獲作業を実施し、被害防止対策を行っている。</p> <p>その他、町が所有するイノシシ・ニホンジカ用箱わな3基、ハクビシン等用箱わな5基を農業者等に貸し出している。</p>	<p>猟友会員の高齢化や会員数の減少により、捕獲の担い手の確保・育成が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>実施していない。</p>	<p>防護柵設置の必要性を検討していく。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>これまで清水町では、被害防止のため鳥獣の目撃情報に基づき捕獲を中心とした対策を講じてきた。今後は以下の事項に取り組み、地域住民が一体となった鳥獣被害対策の啓発を進めていく。</p> <p>これにより、平成33年度の被害額及び面積を最小限に設定し、継続していくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化 ○猟友会を含めた捕獲の担い手の確保 ○研修会等による地域住民に対する知識の普及 ○町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への有害鳥獣捕獲の委託の継続 <p>【猟友会の体制】 会長1名、会員12名</p> <p>【委託業務内容】 パトロール、有害鳥獣捕獲及び処理</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・沼津市との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験情報等の広報等による周知
32	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・沼津市との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験情報等の広報等による周知
33	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・沼津市との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験情報等の広報等による周知

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシにおいては、過去の実績を考慮し6頭を計上する。</p> <p>またニホンジカにおいては過去の捕獲実績が年間平均1.5頭であるためこれを計上することとし、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。</p> <p>なおハクビシンは目撃情報が増加しているが、生活被害が多く捕獲実績もないため被害状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面捕獲計画数を設定しない。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ	6	6	6
ニホンジカ	2	2	2
ハクビシン	-	-	-

捕獲等の取組内容
銃器及びわな猟による駆除の実施 実施時期：原則毎年度4月1日～3月31日 実施場所：町内の被害地域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 (該当なし)

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	対象鳥獣については許可権限移譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	特になし (防護設備の必要性の検討及び要望の集約)	特になし (防護設備の必要性の検討及び要望の集約)	特になし (防護設備の必要性の検討及び要望の集約)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・ 研修会等による地域住民に対する知識の普及 ・ 追い払い等必要な措置の検討 ・ 進入防止柵の設置の検討 ・ 町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ
32	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・ 追い払い等必要な措置の検討 ・ 進入防止柵の設置の検討

		・町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ
33	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・研修会等による地域住民に対する知識の普及 ・追い払い等必要な措置の検討 ・進入防止柵の設置の検討 ・町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
清水町	有害鳥獣の情報収集、関係機関への周知
静岡県東部農林事務所	清水町に対する指導・助言、鳥獣保護管理員との連絡調整
沼津警察署	住民の安全確保
駿東猟友会清水町支部	有害捕獲活動等に関する取組、意見提言
鳥獣被害地区区長	同報無線による周知

(2) 緊急時の連絡体制

清水町産業観光課 →	}	静岡県東部農林事務所 → 鳥獣保護管理員 沼津警察署 駿東猟友会清水町支部 鳥獣被害地区区長
------------	---	---

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、速やかに埋設処分することを原則とするが、学術研究又は関係法令等を遵守した上で利活用する場合はこの限りではない。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣の捕獲数がわずかであるため、食品加工等の利用は検討していないが、民間や近隣市町等から要請があった場合は、内容を精査し協力を検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	清水町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
清水町	協議会事務局、全体総括
駿東猟友会清水町支部	有害捕獲活動等に関する取組、意見提言
南駿農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供、意見提言
鳥獣被害地区区長	被害状況等の情報提供、対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害防止、駆除等に関する助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後、被害の増大や高齢化による猟友会の負担が懸念された場合、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 地域住民も含めた協議会等の設置を検討する。
- ・ 広域的な対策を講じていくため、東部地域有害鳥獣被害対策連絡会との連携強化を図っていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 農業者以外の地域住民への被害防止に関する啓発活動を実施していく。
- ・ 有害鳥獣の生息地となりえる耕作放棄地の解消を図っていく。
- ・ 防護柵等の正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。